

平素より円滑な助成金事務の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

人材開発支援助成金の計画届・変更届・支給申請の各申請手続きにつきまして、これまでは基本的に即時の確認作業を経て、受理の可否に関して判断の上、控えを発行しておりましたが、この度コース統合等に伴う当局での事務処理方法の変更に伴い、**提出書類に関しては原則一律に受け取りの対応（受理押印済の控えの発行）を行います。**

書類の基本的な確認作業は**受け取り後、随時行いますので、以下の場合には電話等でご連絡させていただきます。**については、書類記載の連絡先が通じるようにお願いします。

- ① 基本提出書類が不足しているとき
- ② 基本要件について、提出された書類では要件確認が不十分と判断し、追加書類の提出をいただくとき
- ③ 基本要件について、提出された内容にて不明な点があるとき
- ④ 基本要件に抵触していることが明らかなき など

なお、揃った申請書類に係る審査は、一定期間後に別途改めて行います。

【注意点】

1. 書類の受理（特に計画届・変更届）については、**申請内容の「支給認定」ではなく、助成金の支給を保証するものではありません。**支給申請を通じて、当局にて、ご提出順に最終的な審査の上、支給の可否を判断致します。〔支給要領「支給要件の確認」〕
2. 軽微な記載漏れや添付書類不備については、受理と判断した上で書類の追加補正・提出を求めることがありますが、当該記載漏れや添付書類の**追加補正・提出について期限内に応じていただけない場合、要件を満たさないものとみなし、当該訓練計画に係る人材開発支援助成金は支給されません。**〔支給要領「訓練実施計画届の受理」・「支給申請書の受理」〕
3. 各助成メニューで求めている添付書類は、原本から転記および別途作成したものではなく、実際に事業場ごとに調製し記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものを提出してください。**原本から加工・転記したものや別途作成された書類と確認された場合はその書類は無効**となります。〔支給要領「訓練実施計画届の提出」・「支給申請書の提出」〕
4. 申請方法に関して、窓口と郵便において、特段相違はありませんので、次回は郵便申請の利用をご検討ください。

東京労働局 ハローワーク助成金事務センター 助成金第3係

〒169-0073
東京都新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎2階
TEL 03-5332-6925（人材育成支援コース〔旧特定・一般訓練コース〕）
03-6894-7072（人材育成支援コース〔旧特別育成訓練コース〕）
03-5332-6926
（人への投資促進 / 事業展開等リスキリング支援 / 教育訓練休暇付与コース）

